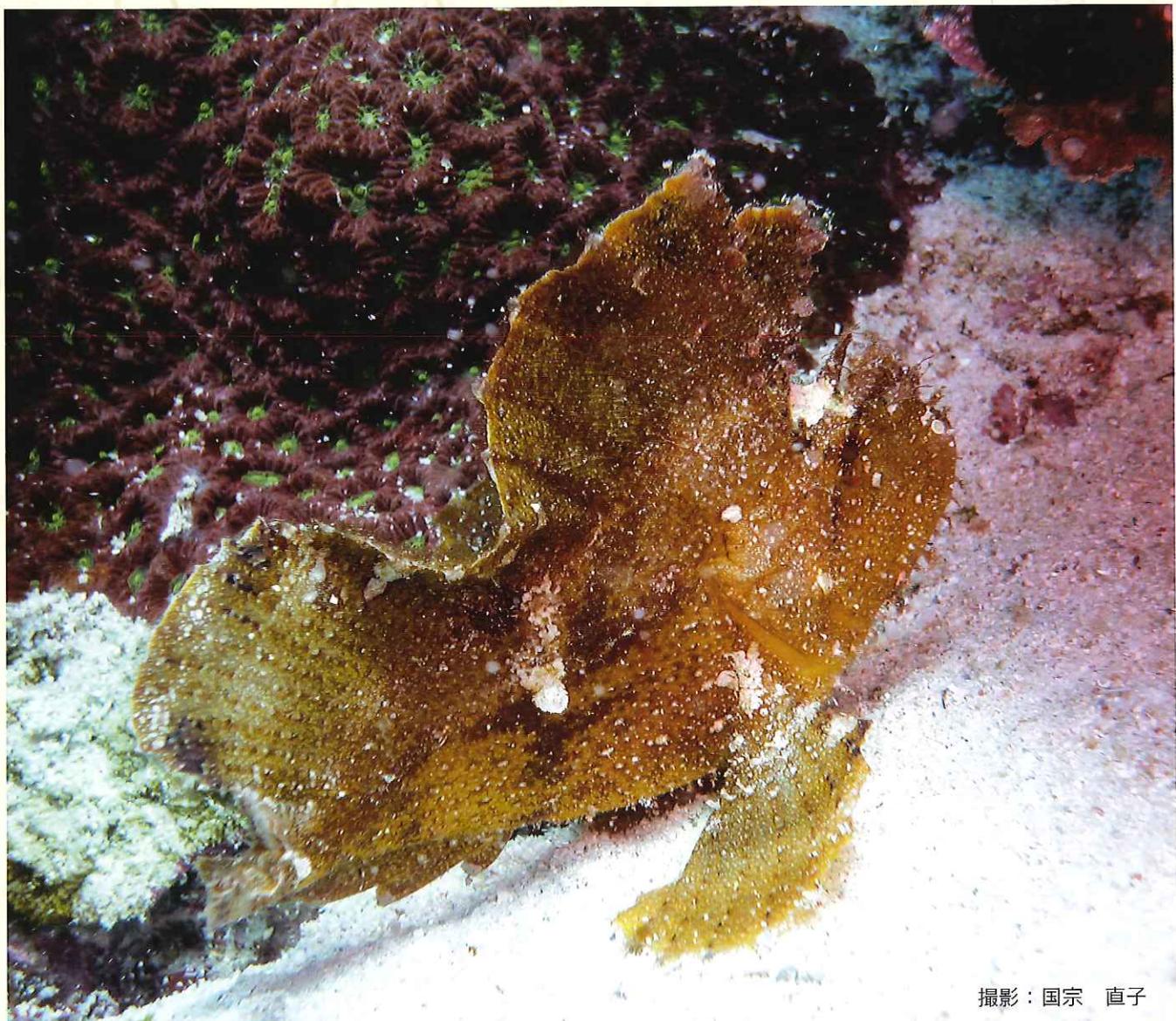


# 菜の花だより



No.8

発行／菜の花法律事務所 発行責任者／国宗直子  
熊本市江越1丁目17番12号 フローラル江越105号  
TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732



撮影：国宗 直子

## ハダカハオコゼ（沖縄県渡嘉敷島）

海の中にも時々変わったやつがいる。これは魚である。背中で揺れているのは背びれ、体を支えている足のようなのが胸びれ。よく見ると茶色のつぶらな瞳がわかる。だが、自分は海藻か、岩の一部か、サンゴのかけらかといった顔をして存在している。魚だとバレてはいないと思いこんで、ただただじっとしている。これで何とか災難がとおり過ぎるのを待っている。魚であることを忘れてはいるのかもしれない。誰かに似ている。

国宗 直子

## 菊池医療刑務所

国立療養所菊池恵楓園は、全国に13あるハンセン病療養所のひとつです。

この菊池恵楓園の南側の道路を隔てて隣接した場所に、放置された鉄筋コンクリート2階建ての建物があります。これは、旧熊本刑務所菊池医療刑務支所の建物です。私たちは「菊池医療刑務所」と呼んでいます。

この刑務所は、1953年、らい予防法施行と同じ年に開設されました。全国ただ一つのハンセン病患者専用の隔離刑務所でした。現在の建物は1986年に建て替えられたもので、1996年にらい予防法が廃止されると、その翌年1997年に閉鎖されました。現在の建物の裏には、古い刑務所を取り囲んでいた塀もそのまま残っています。そこだけ、時間が止まっているかのようです。

今、ここは財務省の所管する財産となり、九州財務局がここを管理しています。2008年、九州財務局はこれを公売に付そうとしました。菊池恵楓園の入所者自治会や菊池恵楓園の将来を考える会は、九州財務局に出向き、この公売を中止するよう要請し、現在は中止されたままの状態です。これからどうするのかは何も決まっていません。

### 重監房・監禁室に代わるものとして

かつて、どこのハンセン病療養所にも、監禁室がありました。戦前、ハンセン病療養所は完全に治外法権（国の権力が及ばない）の場所で、療養所所長は裁判手続きを経ることなく入所者を罰する権限が与えられていました。これを懲戒検束権といいます。入所者は犯罪に至らない規則違反行為でも監禁室に入れられました。

その最も過酷な形態が群馬県草津の栗生楽泉園に置かれた重監房でした。ここは全国の療養所から「不良患者」を送り込む場所とされていました。冬は零下20度にもなるというこの場所に監禁された人は記録上分かっているだけで92人いて、そのうち22人は監禁中か解放直後に死亡しています。多磨全生園で作業のために穴のあいていない長靴を要求した人や、熊本の本妙寺事件（集団収容事件）で収容された人の中で幹部クラスの人もここに監禁されました。

戦後、民主化の波が療養所にもやってきたとき、この重監房の非人間性が国会でも取り上げられ、1947年に重監房は廃止されることになりました。全国の療養所の監禁室はその後も使われていましたが、療養所所長の一存で行われる監禁には大きな問題がありました。療養所内の「秩序維持」のためには重監房にかわる「隔離刑務所」が必要であるとされ、そこで造られたのが菊池医療刑務所だったのです。さらに全国のいくつかの療養所には園内に犯罪者のための拘禁施設が造られ、

各療養所の監禁室は次第に使われなくなりました。

ただ、菊池医療刑務所についてはこんな話があります。

「刑務所長が書き残した記録によると、61年14人、62年11人。ところが、講堂で聖書の話をする時は50人以上集まつた。その違いは何か。恐らく、けんかなどをした素行不良者だったのではないか。所長も否定しなかつた。懲戒の意味で収容されていたとすれば、かつて療養所内にあった監禁室と同じ使い方をされていたことになる」

これは、菊池医療刑務所で教誨師をされていた坂本克明さんが熊日新聞が行ったインタビューの中で話されていたことです。

### 憲法違反の「特別法廷」

菊池医療刑務所がでてからでは、刑務所ですから、犯罪者は裁判手続きを経て刑務所に収容されることになります。しかし、

ハンセン病患者に通常の裁判手続きは行われませんでした。菊池医療刑務所内には、

「特別法廷」という部屋がもうけられ、審理も判決もそこで行われたのです。これは、公開の法廷での裁判を保障した憲法82条の規定に明らかに反したものでした。ハンセン病患者とは言え、らい菌が感染力が低いものであることはすでにわかっていたことですし、治療薬もすでに開発していました。本人が重症で動けないということでない限り、裁判所に出頭することは不可能ではありませんでした。それにもかかわらず、ハンセン病患者が犯罪を犯せば、すべて密室で処理されていたのです。

### 菊池事件

菊池医療刑務所のことを考えるときに忘れてならないのは菊池事件のことです。菊池事件とは、1952

人  
權  
擁  
護  
の  
始  
に  
!

弁護士  
国宗  
直子



# 菊池医療刑務所を



年に熊本県内で起きた殺人事件のことです。容疑者とされたFさんは、ハンセン病と診断され菊池恵楓園への入所勧告を受けていましたが、被害者がその事務を担当した村職員であったため、事件当初から犯人と決めつけられ、逮捕の際に受けた銃創で意識がもうろうとする中で強引に自白の調書を取られ、証拠や証人の捏造まで行われ、裁判の審理も十分に尽くされないまま死刑判決が言い渡されました。Fさんは一貫して無罪を主張しましたが聞き入れられず、最高裁まで争いましたがついに上告も棄却され死刑が確定しました。その後Fさんは3回再審を申し立てましたが、3回目の再審が却下された翌日の1962年9月14日、福岡刑務所で死刑が執行されました。

Fさんには前科はなく、被害者が1人しかいなかつたにもかかわらず、いきなり死刑となりました。通常の事件ではこのような例はありません。さらに、裁判で死刑が確定しても、本人が無罪を主張し、再審の申し立てをしている場合、

通常死刑の執行に対しては慎重な検討がされるのですが、この事件では、あつさりと死刑が執行されてしまいました。3回目の再審請求が却下された翌日に死刑が執行されたということは、すでに再審却下の前に死刑は決められていたことになります。

Fさんの死刑執行は当時の教諭師であった坂本克明さんにも知られずに行われました。

Fさんが死刑執行のために福岡へ移されるまで過ごしていたのが菊池医療刑務所です。Fさんの裁判も、最初のころは恵楓園の園内にもうけられた「特別法廷」で行われましたが、後には菊池医療刑務所内の「特別法廷」で行われました。

この事件は、映画「新・あつい壁」のモデルとなりました。Fさんの無念の思いを忘れないためにも、菊池医療刑務所を勝手に処分させてはならないと思います。

## 法務省の責任・司法の責任

2001年5月11日の熊本地裁の判決はハンセン病隔離政策は誤りであったと断罪しました。しかし、誤っていたのは厚生労働省だけではありませんでした。法務省が設置・運用した隔離刑務所もまた何ら合理性はなかったのです。2001年判決のあと、総理大臣も厚生労働大臣も公に謝罪しました。しかし、法務大臣は謝っていません。そしてさっさと菊池医療刑務所跡地を放棄し、何事もなかつたかのようにふるまおうとしています。

問題はそれだけではありません。特別法廷を許したのは裁判所です。Fさんについての杜撰（ずさん）な法廷手続きを行ったのも裁判所です。Fさんの裁判では、法廷関係者は裁判官を含め全員が白の予防衣を着ていたそうです。裁判所書記官は証拠やFさんの調書を扱うのに、直接手で触れることを嫌って箸（はし）でつまんでいたそうです。ひどい偏見です。2001年判決後、誤った隔離政策の負の遺産を取り除くための様々な努力がなされている中、司法の責任も不問に付されたままなのです。

## ハンセン病問題基本法

2008年6月、93万人にも及ぶ多くの人の署名を背景に、ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）が制定され、2009年4月に施行されました。この法律の18条には次のように書かれています。

「第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる・・・ものとする。」

菊池医療刑務所は、ハンセン病問題の歴史を考える上で、重要な歴史的建造物です。菊池医療刑務所を開設し運営した法務省は、人権擁護を任務とする役所でもあります。法務省は過去の誤りを繰り返さないためにも、自己の行った人権侵害の問題に向き合い、この菊池医療刑務所を自らの責任において保存し、人権擁護のために利活用すべきです。

## 10万人署名キャンペーン

菊池恵楓園の将来を考える会は、法務大臣に対して、菊池医療刑務所を保存し、ここを人権啓発に役立つ施設としてリニューアルすることを求める署名を集めることにしました。今年中に10万人の署名を集めることを目標にしています。多くの人の声が集まらなければ、菊池医療刑務所は跡かたもなくなってしまいます。どうか、皆さま、署名にご協力ください。

※署名用紙はインターネットの下記サイトからダウンロードできます。 <http://www5b.biglobe.ne.jp/~naoko-k/>

# 合志市で 「菊池恵楓園将来構想」 策定

弁護士  
国家  
宗旨  
直子

2009年10月、合志市では、「菊池恵楓園将来構想」を策定しました。

これはその1年前から、合志市菊池恵楓園将来構想検討委員会を設置し、検討を続けてきました成果でした。

2009年4月に施行された「ハンセン病問題基本法」(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律)(2008年6月制定)は、合志市でのこの作業を大きく後押ししました。

合志市の「菊池恵楓園将来構想」は、「啓発」、「介護・医療」、「社会化」の3つの柱のもとに、さまざまな将来構想の提言を行っています。そして、それぞれの柱ごとに、当面重視して取り組むものとして「重点事項」を設定しました。

「啓発」の柱で「重点事項」となったのは、①園と関係が深い園外の医療刑務所跡地を人権学習の拠点施設としての整備を検討する、②園内の社会交流会館(歴史資料館)への学芸員の配置及び土日の利用を可能とするための複数職員の配置を検討する、③ハンセン病とはどういう病であるか正しく理解してもらう、の3点です。

「介護・医療」の柱で「重点事項」となったのは、①入所者の療養生活を支える職員の安定的な処遇と人員体制の確保を図る、②退所者が園で入院治療ができる制度の構築を検討する、の2点です。

「社会化」の柱で「重点事項」となったのは、保育サービスなどの児童福祉施設や、介護サービスなどの高齢者・障害者(児)福祉施設など、地域福祉の向上に貢献する施設の誘致を検討する、ということです。

この「将来構想」の策定作業において、とても大事だったのは、この作業に合志市の行政や議会や市民の代表だけでなく、熊本県や菊池恵楓園も参加しましたし、菊池恵楓園の入所者自治会や退所者の会、労働組合などをはじめとする菊池恵楓園の将来に大きな関心を寄せる「菊池恵楓園の将来を考える会」の各団体からも多数参加したことです。私もハンセン病弁護団の一員としてこれに参加しました。しかも、検討の過程で出された提案はできるだけ丁寧に将来構想の中に拾って行きました。こうして、利害関係や、高い関心を持つ人たちや団体の意見が幅広く取り上げられるようになりました。よそのハンセン病療養所所在自治体でも、ハンセン病療養所の将来構想策定に取り組んでいますが、これだけの布陣で臨んだところはそう多くありません。

問題は、これからこうした策定作業に示された力をどう生かして、将来構想を実現していくかということです。

6月22日、本年度のハンセン病統一交渉団と厚生労働省との協議が行われました。この中で、厚生労働省に対しては、厚生労働省が将来構想問題に真剣に取り組んでいないことについての抗議があいつぎました。「ハンセン病問題基本法は厚生労働省の机の上で埃をかぶっている」、「基本法は厚生労働省に足蹴にされている」という統一交渉団側からの表現でもわかるように、厚生労働省は、できれば将来構想などにかかわらずにこのまま療養所を立ち枯れさせたいとでもいうような態度に終始してきています。

このような厚生労働省の姿勢にもかかわらず、菊池恵楓園では、今社会交流会館の学芸員の派遣要請を具体的に厚生労働省と協議を始めていますし、保育園の誘致のための作業も進められています。また、医療刑務所問題では、法務省の責任で人権擁護のための施設として利活用できるようにという署名キャンペーンにも取り組んでいます。

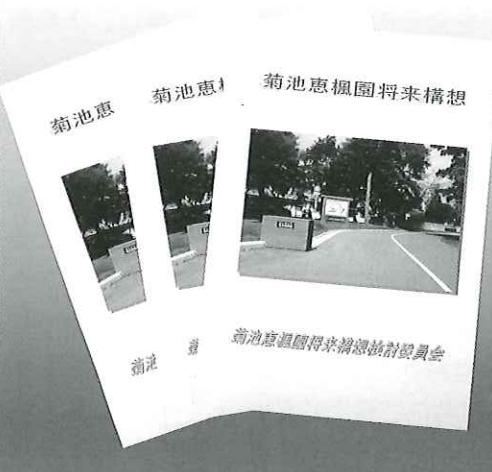
退所者入院制度などは、厚生労働省が本気になれば実現できる課題です。

今度も私たちは、多くの人の願いを込めて策定された「菊池恵楓園将来構想」が絵に描いた餅にならないよう、引き続き厚生労働省との協議を進めると同時に、多くのみなさんの力を借りて、できるところから実現していく取り組みを進めていこうとしています。

※合志市「菊池恵楓園将来構想」は下記のサイトからダウンロードできます。  
<http://www.city.koshi.lg.jp/life/pub/detail>



菊池恵楓園本館



# 「基本合意」を力に目指せ 「すべての水俣病患者の救済」

～ノーモア・ミナマタ訴訟～



弁護士 菅 一雄

## 「基本合意」成立でノーモア訴訟に大きな節目

ノーモア・ミナマタ訴訟では、今年2010年3月熊本地裁で「基本合意」が成立しました。この「基本合意」とは、ノーモア訴訟の原告らと被告（国・熊本県・チツソ）との間で、原告の救済に関する基本的な枠組み・ルールを定めた合意です。救済対象者への給付内容は、一時金（210万円）、医療費無料化（自己負担分）、療養手当（月1万円台）の3点セットで、これに加えて原告団に対して団体一時金が給付されます。

## 行政の認定権限独占を打ち破った重要な成果

一番の問題は、その救済対象者を誰がどうやって選ぶか、です。

今までの水俣病の歴史は、加害者である国ら行政が「誰が水俣病患者＝救済対象者か」を決める権限を独占し、被害者を切り捨ててきた歴史でした。「だったら、裁判所に救済すべき患者＝救済対象者を決めてもらおう」…これがノーモア訴訟を起こした最大の動機であり、裁判の一番の課題でした。今回の「基本合意」では、被害者原告側推薦の医師と被告側推薦の医師とが同数参加する「第三者委員会」という機関を設けて、そこで救済対象者を決めることとしました。また、その際の判定資料としては、国側医師の作成した診断書と被害者原告の信頼する民間医師の作成した「共通診断書」とを対等に扱うものとしました。これは行政による救済対象者決定権限の独占を制度的に一定打ち破った重要な成果です。今後はこの制度的な成果を活用して現実に原告全員を救済することが一つの目標になります。いま原告団・弁護団は医師や支援者の多大なご協力も得ながら、年内に解決の目途をつけるべく個々の原告の診断書の作成などの作業を進めています。

## 広く裁判外の被害者の救済も目指して～ 特措法による新救済策

「基本合意」を勝ち取ったノーモア訴訟のたたかいは、裁判をしていない被害者のみなさんの救済の道をも広く開いたと私は自負しています。平成16年の最高裁判決後、新たに多数の水俣病被害者が救済を求めて立ち上がり、未救済患者の存在が明らかになりました。ところが、政府はこれら水俣病被害者を医療費無料化（新保健手帳）や50万円～150万円の一時金の給付（与党PT案（当時））などの策で黙らせようとした。しかし、ノーモア訴訟原告はこれらの策に動じず、「す

べての水俣病患者の救済」という目標を高く掲げて裁判でのたたかいを着実にすすめました。昨年7月には与党と民主党の妥協の結果、水俣病特措法が成立しましたが、ノーモア訴訟原告団は固く団結し、近畿に統いて東京でも裁判を起こしてたたかいを全国に広げ、裁判原告数も合計3000人に届こうとしています。

ノーモア訴訟がたたかい抜いたことは、裁判内外で広く未救済患者を励まし、さらに立ち上がらせ、その患者のたたかう力の総和が、国会・政府が水俣病特措法による新救済策を作らせたと言えます。新救済策の救済内容も一時金、医療費無料化、療養手当の3本柱となりました。とくに一時金の給付額は「基本合意」に合わせて一人210万円とされ、当初政府が提示した水準よりも上がりました。ノーモア訴訟は「すべての水俣病患者の救済」に裁判外でも貢献したと言えます。

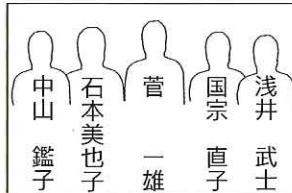
特措法による新救済策も今始まったばかりです。裁判原告は3000人、それ以外の未救済患者は少なくとも3万人ですから、「すべての水俣病患者の救済」のために、今後は新救済策でどれだけの人を救済できるかが重要になります。ノーモア訴訟をたたかってきた不知火患者会は、今後は裁判原告の救済だけでなく、今後は特措法の申請の支援にも取り組むことを決めました。

## 「すべての水俣病患者の救済」までたたかい 続ける

また積み残されている課題に、天草など従来行政から被害地域とされてこなかった指定地域外の水俣病患者の救済や、従来行政から水銀汚染が無くなつたとされた時期である昭和44年以降に居住を開始した水俣病患者の救済の問題があります。

「基本合意」や新救済策で患者救済の大きな枠組みはできました。次の課題は、この枠組みを使ってどれだけ多くの水俣病患者を救済できるかです。それはすなわち、どれだけ多くの患者に手を挙げさせられるか、いかに切り捨てを許さないか、という課題です。

もし患者切り捨てが起きたら？ あってはならないことですが、そのときはノーモアの次のたたかいが起こることでしょう。それが水俣病のたたかいの歴史なのです。私もたたかいの一端に加わった者として、今後も粘り強く取り組む決意です。





**ガイドブック  
「菊池恵楓園」**

(花伝社) ¥840

菊池恵楓園の将来を考える会著  
菊池恵楓園入所者自治会監修

菊池恵楓園のガイドブックができました。菊池恵楓園の案内をしながら、その歴史と隔離被害の実態をわかりやすく示してくれるものになっています。写真もふんだんに使われています。手ごろな値段で、バッグにも入る手ごろなサイズのブックレットです。是非これを手に持って、菊池恵楓園を見学してみませんか？

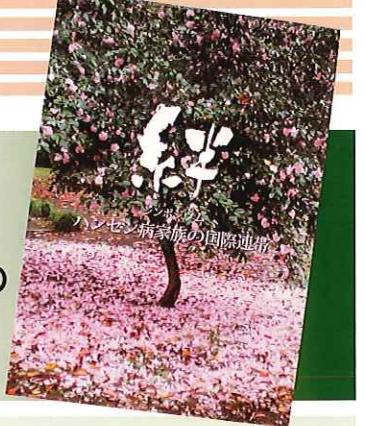
## 本の紹介

**絆  
～シンポジウム  
ハンセン病家族の  
国際連帯～**

(皓星社) ¥840

2009年5月に鹿児島県鹿屋市で開かれたハンセン病市民学会の交流集会で行われたシンポジウムの記録です。ハンセン病隔離政策の被害は病気になった者だけではなく、その家族にも及びました。ハンセン病に対する偏見や差別が共通して存在している世界各国でも、家族の苦難は同様でした。日本、韓国、台湾、ハワイから集った家族の発言に耳を傾けてください。

本書は、日本語、韓国語、台湾語、英語の4カ国版が作られました。日本語版以外の版をお求めの方は、菜の花法律事務所までご連絡ください。



先日、阿蘇の坊中地蔵祭りに行つてきました。お祭りで行われる肥後にわか（熊本弁の喜劇）の出演者に写真撮影を頼まれたのです。

地域の祭りだからと高を括り特に期待もせず、お祭りの目玉であろうローカルタレントのものまねショーだけ楽しみにして行きました。

ところが、平日月曜の夜にも関わらず老若男女問わずの人込みで、地域住民による出店（おいしくて安い！）も数多くたいへんな賑わいで想定外に楽しめました。結局、帰る時刻が迫り目当てのものまねショーはみることができず、写真も出演者のダメだしを受ける始末で、本来の目的は全く果たせなかったのですが、私自身は大満足で帰ることができ、地域力に感心させられたひと夏の体験でした。

(中山 鑑子)

最近、涼をもとめて書店めぐりをしていると、見ているだけでお腹が空くレシピ本や、私の好きな食にまつわる随筆や小説によく出会います。

その中でも『1日江戸人』（杉浦日向子・著）や、題名からして美味しい！？『孤独な夜のココア』（田辺聖子・著）、昭和初期にパリや中国に行ってしまう行動的な林芙美子さんの作品にこころ惹かれます。また、林芙美子さんも絶賛していた川端康成の『僕の標本室』（現題名『掌の小説』）もお気に入りの一冊です。このような一昔前に書かれた素敵なお品を読んでいると、少しタイムスリップしたような懐かしいような、とても楽しいひと時を味わえます。

また、この時期には〇〇文庫の100冊キャンペーン等もあり、本そのものよりも必ずもらえる景品も楽しみの一つとなっています。

まだまだ暑い日が続きますが、皆様方もどうぞ自愛ください。

(石本 美也子)

はじめまして、昨年より働かせていただいております新米の浅井です。右も左も、上も下もわかつてないような未経験者の私に、先生方には本当に初步的な内容からの丁寧な研修をしつかり組んでいただき、事務所内外の良い先輩方に恵まれ親切に一つ一つ教えてもらいながら、あっという間の一年が過ぎ、やっと自分の足で立てるようになってきたところです。前職では広告等の制作をしていたのですが、ハンセンのチラシ作成などこれまでの経験を活かした仕事をさせてもらう機会もあり、現状ではそういったところで、幾つかはお役に立っているかなと日々失敗続きの自分を激励しています！

今後ともどうぞよろしくお願ひします。

(浅井 武士)

